

「2026年 神戸市はたちを祝う会」企画運営等業務に係る委託事業者 公募要領（公募型プロポーザル実施要領）

神戸市では、大人になったことを自覚し、社会人としての責任ある行動によって、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます行事として、「神戸市はたちを祝う会」を開催する。

「2026年 神戸市はたちを祝う会」の企画運営等業務について、下記の内容で公募型プロポーザルを実施し、委託事業者を選定する。

1. 基本事項

- (1) 催事名
「2026年 神戸市はたちを祝う会」
- (2) 日時
2026年1月12日（月・祝日）
13時～13時30分（1回制）
- (3) 会場
ノエビアスタジアム神戸（神戸市兵庫区御崎町1丁目2-2）
- (4) 対象者
2005年4月2日から2006年4月1日までに生まれた方（2025年度に20歳を迎える方）で、原則として神戸市内在住の方（約15,000人）
- (5) 参加者数見込み
9,000人
（参考）「2025年神戸市はたちを祝う会」参加者：約8,800人

2. 業務内容に関する事項

- (1) 業務内容
別紙（「2026年 神戸市はたちを祝う会」企画運営等業務に係る仕様書）のとおり
- (2) 事業規模（契約上限額）
14,350,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※基本委託料上限14,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）に実績加算目標額150,000円（消費税及び地方消費税を含む）を合わせた額。
※実績加算額は獲得した協賛金1件あたりの10%とする。目標件数は記念冊子12件(100,000円/件)、案内はがき1件(300,000円/件)。
- (3) 契約期間
契約締結日から2026年2月27日まで
- (4) 履行場所
神戸市内
- (5) 費用分担
受託事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託事業者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

また、データ処理その他情報処理を行う時は、この契約の履行に関し、「神戸市セキュリティーポリシー」（神戸市ホームページに掲載）を遵守すること。

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託事業者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定。以下「暴力団排除要綱」という。）に基づく除外措置を受けた場合は、契約の解除を行う。

4. 応募資格

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から委託契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団排除要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。
- (6) 神戸市内に本店を有すること。
- (7) 納期が到来している所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税を滞納していないこと。
- (8) 共同企業体で参加する場合は、代表者及び構成員が上記（1）から（7）までのすべてを満たすこと。なお、本市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に関する事務処理についても代表者が自己の名義をもって行うこととする。

5. スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| (1) 公募開始（実施要領等の交付） | 2025 年 5 月 16 日（金） |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限・実施要領等配布期限 | 2025 年 6 月 2 日（月）17 時 00 分 |
| (3) 参加資格決定通知 | 2025 年 6 月 10 日（火）以降 |
| (4) 質問受付締切 | 2025 年 6 月 2 日（月）17 時 00 分 |

(5) 質問に対する回答	2025年6月10日(火)以降
(6) 企画提案書の提出期限	2025年6月30日(月)17時00分
(7) プレゼンテーション	2025年7月上旬予定
(8) 選定結果通知	2025年7月中旬予定
(9) 契約締結・事業開始	2025年8月上旬予定
(10) 事業完了	2026年2月27日(金)

6. 応募手続きに関する事項

(1) 公募要領の配布

- ① 配布方法
神戸市ホームページに掲載
- ② 配布期間
2025年5月16日(金)から同年6月2日(月)17時まで

(2) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- ① 提出期限
2025年6月2日(月)17時必着
- ② 提出方法
郵送(本要領11に記載の書類提出先)又はEメール
- ③ 提出書類
ア 参加申込書(様式1): 正本1部
イ 参加資格確認書(様式2): 正本1部
ウ 共同企業体認定申請書(様式6): EメールにてPDFデータ1部
※共同企業事業体で参加する場合のみ
以下は、令和6年度・令和7年度神戸市入札参加資格(工事請負又は物品等)を有しない場合のみ提出すること。
エ 法人登記簿謄本又は登記事項全部証明書: 1部
※提出日時時点で発行日より3か月以内のもの
オ 国税及び地方税の納税証明書: 各1部
※直近1か年分
カ 暴力団関係者排除に係る誓約書(様式3): 1部
- ④ 参加資格決定通知
2025年6月10日(火)以降に、Eメールにて通知する。

(3) 質問の受付

- ① 受付期間
2025年5月16日(金)から同年6月2日(月)17時まで
- ② 質問方法
「質問票」(様式4)に質問を記入し、本要領11に記載の書類提出先にEメールで送付
- ③ 回答方法
2025年6月10日(火)以降に参加者全員にEメールで回答する。なお、受付期間外の提出及び適正な手続きによらない照会(口頭、電話等)には回答しない。

(4) 提案書類の提出

- ① 提出期間
2025年6月10日(火)から同年6月30日(月)17時まで

② 提出方法

郵送又はEメール（本要領 11 に記載の書類提出先）

③ 提出書類

参加者は、以下の書類を提出すること。

ア 業務計画書（様式 5）：郵送又はEメール

イ 企画提案書（A 4 版、様式任意）：郵送又はEメール（PDFデータ）

企画提案書には、以下の内容を含むこと。

- ・式典の全体構成及びプログラム企画
- ・企画運営にかかる式典当日までのスケジュール、企画運営やスケジュールの進捗管理等のための人員配置
- ・対象者のうち公募により選定された企画運営スタッフ（以下「代表スタッフ」という。）のミーティングの進行計画（ミーティングの運営方法及び 8 月第 2 週（予定）からのスケジュール等）、ミーティングの進行のための人員配置
- ・アトラクション企画（複数の案を提示すること）
- ・会場内外にかかるレイアウト（舞台、座席（スタンド）利用計画、入退場動線および受付等配置）
- ・前日設営の体制、当日の運営体制（実施組織。一部の業務を他業者へ再委託する場合の業務内容・業者名を含む）
- ・記念冊子の広告ページ等の協賛の募集計画

ウ 見積書（A 4 版又はA 3 版、様式任意）：郵送又はEメール（PDFデータ）

※見積金額は、上記 2（2）契約上限額で示した金額の範囲内で、下記費用の内訳と提案金額総額を提示すること。

- ・式典の企画及び運営（式典当日の会場案内、誘導を除く）
- ・会場案内、誘導
- ・代表スタッフとの企画運営業務・ミーティング運営業務
- ・記念冊子作成・印刷業務
- ・会場設営・撤去及び清掃業務
- ・企業との協働等関連業務
- ・その他必要な経費

※前日及び当日の会場基本使用料及び付帯設備料は、本市から直接支払うため、見積から除くこと。

エ こうべ女性活躍推進企業認定制度（ミモザ企業）、えるぼし認定、プラチナえるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん、トライくるみん認定、ユースエール認定、ひょうご女性の活躍企業表彰、仕事と生活のバランス企業表彰、一般事業主行動計画のいずれかに該当することを証する書類（該当する場合）

オ 共同企業体協定書（様式自由）：Eメール（PDFデータ）

※共同企業体で参加する場合のみ

※代表者の権限や構成員の役割分担等を明記すること

カ その他本市が必要と認める書類

④ その他

- ・企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ・企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定さ

- れたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- ・提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
 - ・すべての企画提案書は返却しない。
 - ・神戸市が指示する場合を除き、提出期限以降の提案書類の変更、差し替え、追加及び再提出は認めない。
 - ・参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

7. 選定に関する事項

(1) 選定方法

「2026年神戸市はたちを祝う会事業者選定委員会」において、企画提案書等を審査し、委託契約候補者を選考する。

(2) 選定委員会（予定）

① 実施日程

2025年7月上旬

② 実施場所

神戸市役所1号館 地域協働局内会議室

③ 実施方法

提案書類を基に提案内容の説明を20分程度で行うこと。ただし、参加者が多数の場合は時間を短縮することがある。

④ その他

詳細な時間・場所及び実施方法については、2025年6月10日（火）以降に参加者宛にEメールで通知する。なお、プレゼンテーション等に伴う経費は、参加者の負担とする。

(3) 選定基準

① 下記選定基準により評価する。

	選定基準	配点
(1) 申請者	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を遂行可能な実施体制 ・過去実施した大規模集会イベントの実績 ・こうべ女性活躍推進企業認定制度（ミモザ企業）、えるぼし認定、プラチナえるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん、トライくるみん認定、ユースエール認定、ひょうご女性の活躍企業表彰、仕事と生活のバランス企業表彰、一般事業主行動計画 のいずれかに該当しているか 	13
(2) 式典の内容及び運営	<ul style="list-style-type: none"> ・全体構成・アトラクションの運営などが本業務の趣旨に合致し、企画に工夫があるとともに実現性があるか ・規制退場が有効となるようなプログラム構成であるか ・式典当日までのスケジュールに実現性があり適切な進捗管理が期待できるか、運営マニュアルの更新にあたっては正確かつ迅速に反映できる人員を配置しているか ・式典当日の運営に責任者及び十分な知識と技術を有したスタ 	57

	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフが配置されているか、前日運営に適切な人員を配置しているか ・会場内外のレイアウト（入退場の動線、受付場所（事前登録未済者等の受付を含む）が適切か ・退場ゲートについては来場者が安全に退場できる方法となっているか ・ゲートから座席誘導にかかる人員配置は、柔軟かつ適切か 	
(3) 代表スタッフ対応 協賛募集	<ul style="list-style-type: none"> ・ミーティングの運営方法とスケジュールが適切か ・ミーティングには担当者を複数名配置し、主担当はイベント運営等の経験がある人材を配置しているか ・速やかな議事録の提出や欠席者へのフォロー体制がとられているか ・代表スタッフの意見反映が適切に行われるか、代表スタッフへの出演交渉や取材等に、適切な指導等ができるか ・記念冊子や案内はがきの広告ページ等の協賛先を募集できるノウハウや見込みがあるか ・協賛企業との協働は実現可能性の高いものか 	16
(4) 見積の妥当性	提案の実現に必要な費用が正しく計上されているか	4
(5) 提案金額	10点×（最も安価な金額を提案した事業者の提案金額）／（当該事業者の提案金額）	10
合計		100

② 提案金額（見積金額）が契約上限額を超過している事業者は、選定しない。

③ 評価点の合計が5割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。企画提案者が1者であっても評価点の合計が5割に達していない場合は、同様の扱いとする。

(4) 受託事業者の決定

① 選定委員会での審査の結果、合計点が最も高い者を委託契約候補者とする。ただし、最高得点者が複数ある場合は、原則として提案金額の最も安価な者を委託契約候補者とする。さらに、上記において、提案金額の最も安価な者が複数ある場合は、別途指示する日時・場所において、くじを引き、委託契約候補者を決定する。

② 評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8. 失格事由

次のいずれかに該当した場合は選定対象から除外する。また、委託契約候補者が契約締結後に失格事由に該当することが判明した場合は、本市は、何ら催告を要せず契約を解除することができる。

- (1) 選定委員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めること。
- (2) 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) そのほか選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9. 中途辞退

参加者は、提案書類の提出後も、参加辞退を書面で申し出ることによって、参加を辞退することができるものとする。

10. 再委託

受託事業者は、書面による本市の事前の承諾なくして、委託業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。）（以下「再委託」という。）してはならない。

ただし、再委託をする場合にも、委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託をすることはできない。

再委託先を必要とする場合には、可能な限り地元企業に発注するように配慮すること。

11. 問い合わせ先及び書類提出先

- (1) 部署名 神戸市地域協働局地域活性課
- (2) 所在地 〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館23階
- (3) 電話 078-322-6837（平日 8:45～17:30、12:00～13:00 を除く）
- (4) Eメール hatachiwo-iwaukai@city.kobe.lg.jp